

# 第五次環境総合計画の骨子(案)(イメージ図)

**第三次計画**  
:H21～25年度  
「持続可能な  
滋賀社会の実現」  
・低炭素社会  
の実現  
・琵琶湖環境  
の再生

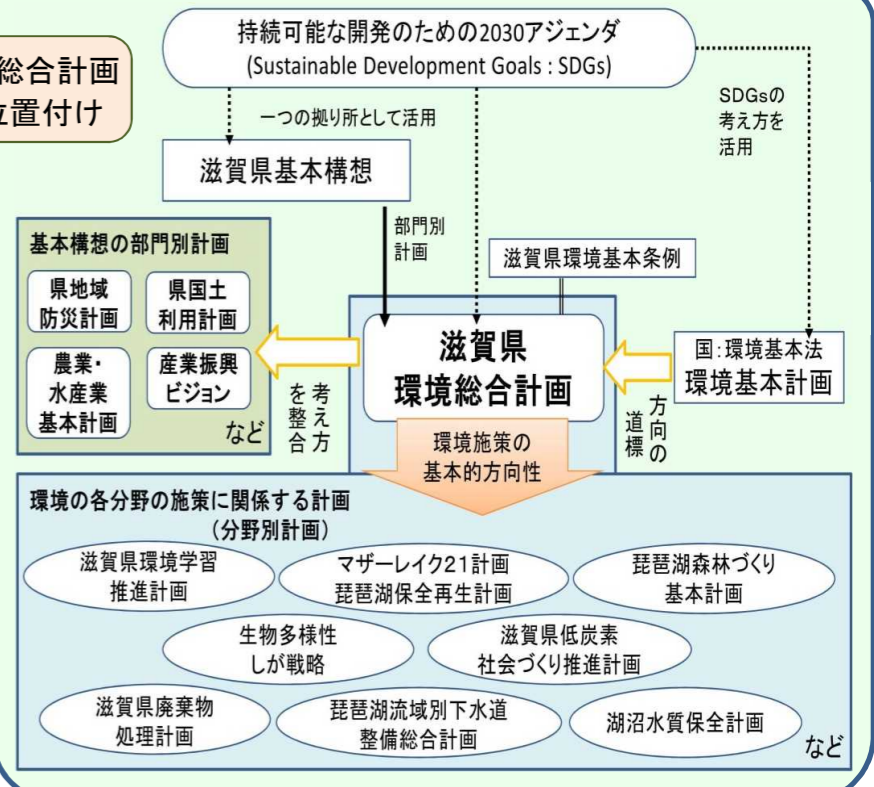
**第四次計画** :H26～30年度  
「めぐみ豊かな環境といのち  
への共感を育む社会の実現」  
・環境の未来を拓く  
「人」・「地域」の創造  
・琵琶湖環境の再生と継承  
・低炭素化など環境への  
負荷が少ない安全で  
快適な社会の実現

## 第1章 計画の基本的事項

《性格》 ・滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画  
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す  
・基本構想の部門別計画として、SDGsの理念に基づき、環境・社会・経済の健全な循環の構築を目指す

《計画期間》 2019年度～2030年度(12年間)※必要に応じて見直しを実施

## 環境総合計画の位置付け



## 第2章 環境政策を進めるビジョン

### 1 滋賀県の環境を取り巻く現状認識

○社会、経済の状況

- ・県人口は今後、徐々に減少、少子高齢化が進展 → 地域コミュニティ・経済活力の弱体化、労働力不足、社会資本・県土の維持への懸念
- ・県のボランティア活動参加率は全国状況よりも高く、状況は高齢者も同様
- ・土地利用の状況は農用地は減少、宅地および道路は増加
- ・県内総生産は第三次産業が増加傾向、第二次産業は減少傾向
- ・日本の環境産業の市場規模:増加傾向
- ・企業における環境への取組などを考慮するESG投資への関心の高まり

○環境の状況(第4次計画のレビュー・2030年の見通し)

**[環境学習]** 取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、それらの活動支援を実施

**[ライフスタイル、ビジネススタイル]** エネルギー使用量の削減、ごみの減量および環境産業の振興、環境こだわり農業の取組拡大

**[琵琶湖保全再生]** 琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向だが、生態系に関する課題が発生(在来魚介類の漁獲減、水草の繁茂、外来種の定着)

**[生物多様性]** 生息・生育環境の劣化や消失、特定種動物の生息増・生息域の拡大による生態系バランスの崩れや森林の植生被害等の発生と、暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりが希薄化

**[低炭素社会]** 本県の温室効果ガスの総排出量は、家庭・業務部門の影響で1990年度との比較で増加、同総排出量の約半分を産業部門が占める

**[環境リスク]** 環境汚染物質の排出源対策等により抑制され、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理

**[循環型社会]** 家庭や企業における取組により、一般廃棄物の排出量は減少傾向、産業廃棄物の排出量は横ばい

○環境保全にかかる新たな考え方

- ・持続可能な開発目標(SDGs)(平成27年9月採択)
- ・パリ協定(平成27年12月採択)
- ・琵琶湖保全再生施策に関する計画(平成29年3月策定)
- ・第五次環境基本計画(平成30年4月 閣議決定)

### 2 計画の目標

(目指す将来の姿)  
**持続可能な琵琶湖環境の恵みを育み  
活力あふれる循環共生型社会の実現**  
(前提となる社会の仕組み)  
**～「環境」「社会」「経済」の健全な循環の構築～**

- ・琵琶湖の水質をはじめとする環境が良好に保たれている
- ・魚介類をはじめとする自然からの「恵み」があふれている
- ・人々の活動や産業活動に「活力」がみなぎっている
- ・自然の恵みが暮らしに取り込まれている
- ・人と人、自然と人が触れあう「つながり」が回復している
- ・環境リスクが低減され、「安全・安心」な状況である

### 「環境」「社会」「経済」の健全な循環 ～「将来の姿」はこの「健全な循環」のもとで実現される～ (施策のつながりテンプレート)



「施策のつながりテンプレート」  
…分野別計画における施策構築や推進の際に共通の基盤となる循環の考え方を示し、効果的な課題解決、施策・取組の推進を図るための「施策体系図」「ひな型」をここでは「テンプレート」と呼んでいる。

## 第3章 施策の方向

**[環境学習]** 「人育て」と「社会づくり」が歯車のように連動した取組

**[ライフスタイル、ビジネススタイル]** さらに多くの主体の環境配慮行動等への促し

**[琵琶湖保全再生]** 琵琶湖を守る事と人の豊かな営みによる共生関係構築

**[生物多様性]** 生態系バランスの崩れへ対策、各主体の配慮への取組推進

**[低炭素社会]** 「緩和策」と「適応策」を推進、低炭素社会への転換取組

**[環境リスク]** 環境基準の達成・維持、規制等の継続、県民へ適時情報提供

**[循環型社会]** 一層の廃棄物等発生抑制、循環推進、適正処理の徹底

→参考指標と分野別計画の進捗状況の評価を活用し、計画の進捗を確認

## 第4章 計画の円滑な推進

**[各主体の役割・連携]** 多様な主体の関わりと自主的・積極的な実践行動 → 「守る」「活かす」「支える」という好循環の発生

**[関係諸計画への反映]** 総合的視野での施策の必要性、環境を基盤とする社会・経済の意識 → 環境以外の分野における本計画の考えを反映

**[計画の進捗状況報告]** PDCAサイクルなどによる継続的改善とともに、本計画が示す施策の方向性に基づき「テンプレート」を活用、分野別計画により具体的な施策を推進 → 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表し、意見、提言を求める